

【翻訳】

赤ちゃんポスト及び匿名出産に関する ドイツ倫理審議会の見解 (2009年)

トビアス・バウアー 訳

Die Stellungnahme des Deutschen Ethikrates zum Problem der anonymen Kindesabgabe (2009)

übersetzt von Tobias BAUER

要旨

Im Jahr 2009 empfahl die Mehrheit des Deutschen Ethikrates in einer Stellungnahme zum Problem der anonymen Kindesabgabe, die seit 1999 durch freie und kirchliche Träger in Deutschland eingerichteten Babyklappen und Angebote anonymer Geburt aufzugeben. Durch die Stellungnahme wurde die kontrovers geführte Debatte um die ethische und juristische Problematik der verschiedenen Formen anonymer Kindesabgabe neu entfacht. Mit ihrer umfassenden Erörterung insbesondere der rechtlichen Implikationen der gegenwärtigen Praxis anonymer Kindesabgabe sowie der Diskussion differierender ethischer Argumentationsmuster ist die Ethikrats-Stellungnahme als ein zentrales Bezugsdokument der aktuellen Debatte anzusehen.

Der vorliegende Text stellt die Übersetzung des Kapitels VIII „Ethische Bewertung“, des Mehrheitsvotums „Empfehlungen“, des „Ergänzende(n) Votum(s) zu den Empfehlungen des Ethikrates“ sowie des für die Beibehaltung der Duldung anonymer Kindesabgabe plädierenden „Sondervotum(s)“ ins Japanische dar.

キーワード：ドイツ倫理審議会 (Deutscher Ethikrat), 匿名による子供の委託 (anonyme Kindesabgabe), 赤ちゃんポスト (Babyklappe), 匿名出産 (anonyme Geburt), 内密出産 (vertrauliche Geburt)

〔2009年11月に、ドイツ倫理審議会による『匿名による子供の委託の問題』という題目の、赤ちゃんポスト及び匿名出産に関する見解が公にされた。それは、1999年以降ドイツに登場してきた赤ちゃんポストおよび匿名出産という事業のもつ倫理的・法的問題を指摘したものであり、その巻末の「勧告」においてはドイツ倫理審議会の委員の多数が赤ちゃんポストおよび匿名出産を厳しく批判し、かつその廃止を要求した。そのような経緯もあって、本見解の公開はこの問題をめぐる激論を再燃させており、赤ちゃんポスト及び匿名出産に関する現在の議論にとって枢要なテキストとなっていると見なされるべきである。というのも、本見解は、匿名による子供の委託の歴史および現在における実践にとどまらず、特に法的な評価について徹底的に論じるものだからである。さらに、この問題の倫理的評価にあたって、ドイツ倫理審議会は、赤ちゃんポストおよび匿名出産の容認か廃止かのそれぞれの立場に立って異なる論証を繰り広げていく。このようなアプローチは、本見解の巻末に付している結論

にも反映されている。そこでは、委員の多数によって出された「勧告」において赤ちゃんポスト及び匿名出産の廃止を要求する一方で、法的・倫理的な問題にも関わらず、最後の手段として赤ちゃんポストおよび匿名出産制度を継続すべきと主張する少数意見もとりあげられている。

ドイツにおける、ドイツ倫理審議会の『匿名による子供の委託の問題』の重要性に鑑みれば、本見解は、日本における議論にも十分貢献し得ると期待と確信のもとに、以下において、本見解の第8章「倫理的評価」および多数意見による「勧告」、または「倫理審議会の勧告についての補足意見」および「少数意見」を和訳したものである。]

V I I I 倫理的評価

V I I I . 1 序論

匿名による子供の委託 (anonyme Kindesabgabe) のさまざまな形態を倫理的に評価するに当たっては、いくつかの問題に分けて考える必要があるが、それは大別して次の三つの相異なるレベルに分けられる。まず第一の根本的なレベルにおいて肝要なことは、自らの生物学的出自について知ることの意義、出自家族との社会的結び付き、そして子供に対する親としての責任である。それに次いで問題となるのは、種々の善および権利を比較考量するレベルにおいて、子供たちには、自らの生物学上の血統を知ることや、血のつながった両親と接触するのを永続的に阻むこと、および、子供の委託に関与していない片方の親には、子供との接触の機会を奪い取ることが倫理的に是認され得るものかどうか、これを是とする場合、いかなる状況のもとでそれが許されるのかということである。最後に、国家の責任のレベルにおいて問題となるのは、ごく少数の人々のために想定されている援助に直面して、国家がどの程度まで、社会による家族観とか、個々の家族構成員の請求権や義務に対して影響を及ぼし得る可能性を伴った、根本的な規制を課すべきであるかということになる。また、——とりわけ、乱用される可能性を考えれば——このような規制を課することに伴い、悲惨な例外的な事例が国家によって正当と認められた行動様式と化してしまうという意識を促しかねない側面が内包されていることも考慮すべきである。さらに考慮されねばならないのは、匿名による子供の委託によっては当座の気休めになるのがせいぜいと思われる母親の異常な心理社会的苦境を防止するために、国家はどのような一層包括的な責任を担っているのかということである。

匿名による子供の委託の倫理的評価の一部となるのが、経験上の知、および無知の取り扱いである。匿名による子供の委託の諸形態を倫理的に評価するに当たっては、先ず第一に、社会的および心理社会的な事実関係、経験上のデータと情報が収集され、しかる後に評価が行われることが前提となる。これはとりわけ、匿名による子供の委託の諸形態が、これによって追求される倫理的にすぐれた目的、即ち、新生児が殺害されるとか、遺棄されて危険にさらされることを阻止するのに実際に適したものであるかどうかという問題にとって肝要なことである。しかるに、これはまた、自らの出自を知らないことから生ずる不都合な精神的影響を検証するに当たっても重要である。

匿名による子供の委託の諸制度の利用に関するこれまでの経験上のデータ、および自らの子供を殺害または遺棄した女性たちに関する犯罪学的・科学的な知見では、この間10年にわたる経験からして、この諸制度の有効性を確認するに至っていない。逆に、こうしたデータとか知見から容易に考えられるのは、自らの新生児を殺害あるいは遺棄する危険のある女性たちは、これらの諸制度を利用しない

ということである。それどころか、こうした諸制度は、もし匿名による委託という可能性が開かれていなかったとすれば、苦境を打開するための合法的な諸サービスを利用できる状況に置かれたであろうと思われる女性たち、両親、家族たちにも利用されているのである。利用可能な情報がこのことを「証明」しているが、それは匿名による子供の委託の諸制度の有効性に対する希望をことごとく排除するような類いのものでないのは無論である。それゆえ、意図した意味でのこれらの諸制度の有効性がともかくも成り立ち得るというところから出発してよいと考える人々もいるのである。倫理的評価にとって特別の難問となるのは、経験上の知識の不足に止まらず、経験上の（無）知と規範的考慮との間の論証関係である。

捨て子や養子の場合に、出自を知らないことによってもたらされる精神的な被害とかおもわしくない結果については、十分な裏付けのある広汎な知識が存在することには異論の余地がない。

V I I I . 2 基本的な倫理的考察

V I I I . 2 . 1 人間にとっての人格的アイデンティティの意義

アイデンティティの伸長は、今日では、生涯にわたる一つの発達過程と解されている。その基盤となるのが乳児の自我感覚であるが、これはすでに出生前の感覚および経験を通して刻印されているのである。それ以後の自我の伸展と、それに伴うアイデンティティの形成は、出生後の社会的経験を通して刻印される。どんな子供でも、誕生の瞬間からアイデンティティ感覚を持っており、それが目によるコンタクトを通しての相互交流に積極的に関わり合ったり、身振り手振りはもとより、言語習得以前のコミュニケーション手段を駆使することによってさらに伸ばされていくのである。発達心理学は、かつては、順調なアイデンティティの発達のための前提として、母親と子供との間の不可欠の共生関係、および信ずるに足る帰属性という意味での基本的信頼（Urvertrauen）について論じてきたが、今日では、母親が子供を理解し、向き合い、目前の欲求を満たしてやりながらも、子供をすでに自立した人格として存立させる場としての順調ないま現在の瞬間（now moments）が出发点となっている。子供の発達に関する研究の全体においては、アイデンティティの基盤としての自我は、揺るぎがなく、受容してくれ、信頼できる関係と関わり合いを通じてのみ形成されていくものであり、それが当初は第一愛着対象者（primäre Bezugsperson）へ、後には他の人物へ向けられていくというのは自明のこととなっている。

人格的アイデンティティを伸長させるためには、人間は全生涯にわたる発達、他者との関わり合い、自らの社会的経験の消化を必要とする。人間は自らの前途と過去の経歴を知らなければならない。人間には前途への期待が必要であり、自分の経験してきた過去の少なくとも一部に対する思い出が欠かせない。その際、自分自身の経験に対する思い出が、その周辺の出来事と結び付いているというだけでは十分でない。時間についての意識の中で、自らの無常性についても自覚している人間は誰でも、自分固有の歴史にとっての始発点を必要とする。まさにその点、即ち、自分の誕生の日とか、自分の血統に関わる諸状況のもつ特殊性の中にこそ、個人の生涯に関するデータの価値は存するのである。自分の母親および父親が何者であるか分らない人は、自分の生存の始まり、自分が手放された事情について不確かなままである。そういう人が、アイデンティティとか自信を十分に発達させるのははるかに困難になる。こういう背景を踏まえて、今日では、血のつながった両親を可能な限り一緒に取り

込むことが、里親家族における子供たちの教育の基準に欠かせないものとなっている。

同じ共同体で生きている個人個人が自己展開できることを尊重する社会は、めいめいが自覚と自立心を備えた人格へと成長していくことができるための前提となる環境を整えてやらなければならない。こうした要請は、その自己理解において、人間の尊厳の保護に責任を持つ国家において、さらに高くなる。それゆえ、そのような国家にとっては、人々が自らの出自を知らぬままにいるという危険にさらされることのないように保証してやるのが、基本的な倫理的原則であると同時に、法政策上の核心的な義務と見なされなければならない。

V I I I . 2 . 2 危機にさらされたアイデンティティ

発達心理学および人間学的考察の結果から明らかになるのは、出産を匿名で行えるサービスを制度的に提供すること、および、匿名を保証して新生児の預け入れ場所を設置するのは、新たに生まれ出た人間の基本的な権利を侵害するということである。子供にとっては、両親が匿名という隠れ蓑の中に逃げ込むことによって、重大な不利益がもたらされることになる。しかも、他ならぬこの損害こそが、匿名性という些細なもので見せる概念によって呼称されることになるのである。

両親が後から名乗り出れば別だが、子供にとっては、匿名性によって実の両親も失われてしまうのである。実の父親ないし実の母親が永続的に匿名の陰に身を隠してしまえば、後に残された子供たちはその生涯にわたって不利益を蒙ってしまう。発展の可能性に対するこのような決定的な阻害——それが単に法的な保護空間の供与によるものであっても——を促進するというのであれば、その社会はそれだけの説得力のある根拠を持たねばならない。しかしながら——母子の肉体と生命の直接的保護という緊急行為権を除けば——そのような根拠は存在しない。

人間とは同じ人間との親密な交り合いを頼りにしているものである。子供が自信を備えた個としての人間へと発展していくことについては、本質的には、安心感のある共同生活、支えを与えてくれる信頼できる関係はもとより、自主性と独立性を可能にしてくれる環境に頼らざるを得ないが、これは大半の場合、実の両親との一義的な結びつきによって、最善の形で保障されるはずのものである。この点では、自然の理は特に明確な形で社会的なつながりにまで及んでいる。つまり、子供をつくった両親、とりわけ、その子を臨月まで宿していた母親は、一個の人間に心を配る第一の社会的存在となる。

仮に、一人の人間の面倒を家族ぐるみで見ようとする努力を怠ったり、その養育や教育を放棄して、その子を死なせたり、重度の身体障害を招かせないようにしようと思えば、それ相当の代替措置が講ぜられねばならない。実の両親の代理をしようという努力によって、当該の子供たちにとって幸せで有益な環境をもたらすことはできるが、しかし、だからといって、出自の問題を等閑に付すことはできない。逆に、こうした努力は、実の両親のこと、ならびにかつて子供を手放したことについての情報をオープンに取り扱うことと緊密に連動したものでなければならない。

子供に対する両親の情緒的な結びつき、並びに母親や父親に対する子供たちの情緒的なつながりは、人間の感情生活の中に存在する最も強力な結びつきの一つである。したがって、一個の人間の出自が匿名化することによって帳消しにされるのは道義的責務だけではなく、遺棄された子供たちからはこの情緒的環境も奪い取られてしまうことになるのである。彼らが幸運に恵まれれば、愛情豊かな里親や養父母のもとですくすくと成長して、実の子供のように情緒的に結びついていると感じるような

る。

養子縁組は人間の文明の貴重で有益な一つの制度である。しかし、いかなる社会でも最初から、それが必要とされるようなことを目論むべきではないであろう。とはいえ、女性たちが自分の妊娠を受け入れた上で、里親に委ねようと決断するに至るのであれば、その意向は尊重されるべきであろう。

V I I I . 2 . 3 親の責任

自分の子供を受け入れ、自分がその子の親であると公言することは、親としての第一の責務である。それに呼応するのが、国家が保護すべき子供の基本的権利である。

自由主義国家は、相異なる社会的行動様式に対する幅広い理解が特徴となっている。しかし、だからといって、寛容さを尊重する挙句に、国家が倫理的原理を断念するようなことがあってはならない。さもないと、国家はもはや、その支援提供の拠り所となっている人間性（Humanität）という、自らの存立基盤を主張できなくなるという危険に陥ってしまうことになる。

匿名出産の制度とか、制度化された赤ちゃんポストは、匿名という隠れ蓑に逃げ込む両親による権利侵害を助長し、こうしたものは、一度利用されると、繰り返しや模倣を誘発することになりかねず、それは、一見正常と思われる行動の選択を提供することによって、基本的に望ましくないシグナルを与えてしまう。

したがって、匿名による子供の委託の諸形態を倫理的に評価するに当たっては、あくまでも、親としての責任の強化こそが主導的な倫理的原則であることが忘れられてはならない。それゆえ、社会は直接的にも間接的にも、親の責任を免責してやるように唆すことは控えるべきであろう。二人の間に生まれた子供に対する責任を引き受け、その子に愛情と安全と保護を傾注するという、親としての道義的義務と表裏一体となるのが、子供の側から言えば、親による養育および教育を求める権利である。実の両親がこの責務を果せない場合に限っては、自らは匿名の中に逃げ込まず、養子縁組に委ねることによって、他の家族関係の中でのその子の成長を可能にしてやるのは、責任感に基づく行動として認められ得る。

V I I I . 2 . 4 生命の保護

生命は人間存在の根本的な条件である。もし生命がなくなれば、人間に関わることで存在するようなものは何もなくなってしまう。こういう認識に基づいて、人間は、特に生命が差し迫った危機にさらされているところでは、これを維持するのに心を砕くべきだとする責務を導き出してくる。

さらには、人間の生命とは、人間が自分自身および世界との関わりで価値があり意義があると認めるすべてのことの前提なのである。かくして人間は、そもそも自分にとって何か重要なものがあれば、それを尊重するための根拠を確かなものにせざるを得ないのである。

このことが、個人に対しても共同体に対しても、生命を脅かす危機に瀕している人々を助けることを要求するのである。それは、分娩前の女性たちに対しても当てはまる。もし彼女たちに援助の手が差し伸べられなければ、それは彼女たちの死を意味することになりかねず、生まれてくる子供の生命も、差し迫った危機に陥りかねない。かくして、倫理的観点からは、苦境に陥った妊婦を援助すべき命法が生じてくる。それは、その女性が仮に氏名を明かさずとしない場合でも、援助の手が差し伸べられるべきだと要求する。この倫理的義務には、出産が無事終わった後の事態を単に匿名のまま放置

しておくことは含まれない。子供の利害の面からは、医師や介助者は生命の危機を脱した女性に対して、少なくとも子供の出自を知るために不可欠のデータを知らせるように説得する道義的責任がある。

赤ちゃんポストの場合は、事情が異なる。ここでは、母子は出産を乗り越えていて、両者とも直接的な生命の危機は脱しており、匿名という不利益を甘受しながら、緊急避難的に生命の救助を求めようという誘因は存しない。唯一存在するのは、母親がその子供を、発見が手遅れになったり、まるきり発見されそうにない場所に置き去りにするとか、赤ちゃんポストが利用できず、母親がその子供を殺害してしまうことによって、子供の生命が危機にさらされかねないという推定だけである。

妊婦が分娩直前に医療的援助を必要とするのか、あるいはまた、出産後も（その後も引き続き、場合によってはさらに深刻な）社会的苦境にあるのかどうかでは違いがある。前者の場合は、すでに法的根拠に基づいて、援助が提供されるべきだが、後者の場合は、その女性にも同様に援助が必要な深刻な社会的苦境が生じ得る。しかし、子供の権利の重大な侵害に通じる支援の提供によって、この女性の苦境を救うことがあってはならない。それよりもむしろ、通常まだ弱っている女性に対しては、新生児の幸福のためにも役立つような、相談および支援の制度が存しなければならない。これによって、極端な場合一例えば突発的行動によって一生じる子供の生命の危機も予防されることになるだろう。

このような危機は、原理的には排除し切れない。しかし、子供を他人の保護に委ねようという動機から見れば、匿名による委託の可能性が存しない場合には、その子供を殺害もしくは遺棄する気になってしまうことにはならないだろうと推測できる。

V I I I . 2 . 5 それ以外の危機

倫理的な比較考量の枠内においては、とりわけ、匿名による子供の委託の可能性によって惹き起される特別な危険のことも考慮されるべきである。母親の意に反してでも、母親以外の人物が子供を赤ちゃんポストに預け入れることだって可能だという一つの問題点が見て取れる。多難なパートナー関係を営んでいるとか、パートナーの圧迫を受けている女性たちは、必ずしも自分の子供を取り戻そうと要求できる立場にいるとは限らないだろう。

さらには、性的暴行とか凌辱によって子供が出来た場合、赤ちゃんポストは犯罪行為の隠蔽に利することになる。匿名による子供の委託の複数の提供者の報ずるところによると、何人かの女性たちは、匿名で委託した理由として、その子が暴行によって出来たものであると証言している。これらのケースが告発されるまでには至らなかったのは明らかであり、暴行の事実は、女性の身元秘匿と、匿名による子供の委託を正当化する理由として持ち出されるのである。しかしながら、性的な自己決定権に対する犯罪行為を隠蔽することは、常に犯行者を利するのみで、結局は女性の利益とはなり得ない。これらの事例で、匿名による子供の委託の提供者が国家による協力を忌避し、検察の関与を排除することは、殊の外深刻な影響を及ぼすことになる。ベルリンでは、青少年局の追跡調査によって、匿名のまま委託された子供の内の一人が、その出身家族内における性的暴力の結果生まれたものであることが突き止められたという事例もあったのである。¹

障害児の預け入れもまた特殊な問題を浮き彫りにする。赤ちゃんポストは、重度の障害児と手を切り、これに並行して生じてくる財政的、個人的負担からいともあっさりと逃げ出すことを可能にする。現に、生後数カ月になる重度の障害児たちが預け入れられたこともある。さらに言えば、こういう子供

たちには里親が見つかるとは限らず、そうなる、彼らは匿名による委託のせいで、親なしの国家の孤児となり果てる。

幼児売買の危険は、たとえ匿名による子供の委託に従事する人たちにそのような意図があることを想定すべきでないとしても、保障すべき確率を以って一掃できるようなものではない。² この点でも、特に大きな問題となってくるのが、匿名による子供の委託の諸形態を正当化する法的根拠の欠如、従事者がしばしば見せる国家の協力に対する忌避、検察の関与の排除、そして国家による監督（基本法第6条第2項）の空回りである。法的手段を駆使して、疑惑のある場合に事実関係を究明し、例えばDNA鑑定を使って母親の身元を特定し、子供の幸福にとって必要であるとか、幼児売買の疑惑を予防するのに不可欠だと思われる場合に、母親または両親への子供の引渡しを拒絶することが出来るのは、青少年局、警察および捜査当局だけである。

バーデンヴュルテンベルク州およびバイエルン州の法案では、幼児売買を排除するために、匿名出産は公共の病院においてのみ許されると規定しようとしたが、しかし、これとても確かな防止策とは言えないであろう。というのも、子供の無保護状態は匿名性と子供の「非存在」に根ざすものであり、これは公共の病院における分娩の際にも生じるものだからである。養子縁組に供される乳幼児への需要が供給を飛躍的に上回り、養子縁組を欲する方の人々は、（ハーグ条約に違反し、違法の、高額な金銭負担を伴う外国養子縁組の大多数が示している通り）養子を手に入れるために高額な財政的出費もいとわないという事実も、匿名による子供の委託を評価するに際して、幼児売買のリスクがゆるがせにされてはならないことを裏付ける。幼児売買に当たっては、自分の力で自らを守ることが出来ない幼児こそ、唯一の犠牲者なのである。他には、利益を得ようとする人々ばかりであり、他ならぬこのことが、この犯罪行為を極めて発見され難くしてしまう。

V I I I . 3 倫理的比較考量

匿名による子供の委託の諸形態は、社会的な、しかも死活に関わるほどの苦境にいて、自力ではそこから逃げ道を見い出せないでいる女性たちを、子供の生命を脅かす行為から守ろうとする一つの試みを示すものである。これらの試みに内在する解決不能の倫理上の問題点とは、匿名による子供の委託の諸制度のようなものがなければ、自らの苦境にも関わらず子供の側に立ったかもしれないような両親、母親、あるいはその近親者たちに、こういう諸制度を実際に利用しようという気を起させかねないという点にある。

赤ちゃんポストや匿名または内密の出産を倫理的に評価するに当たっての困難さは、具体的な事例の場合に、仮にこの制度がなかった場合に、選ばれた選択肢は何だったかということが、最終的な確信をもって突き止められ得ないという点に存する。仮に両親または母親が、自らに何らの不利益を蒙ることなしに子供から解放される道がなかった場合に、彼らがその子供を受け入れることを決心できたとしたら、匿名による子供の委託の可能性が開かれていることについて何も知らずにいた方がよかったであろう。それとは逆に、彼らが絶望、過大な要求、寄る辺なさから、匿名による子供の委託の諸制度が存在しないが故に、子供を他の場所に必要なものを与えることなしに遺棄したとするなら、（匿名による子供の委託の諸制度を利用して）充実した医療介護の手に委ねた方が、最悪の事態だけは回避されることになっただろう。但し、そうなったとすれば、当然ながらその子は、実の親のことを知らぬまま成長していく他なくなることは目をつぶらざるを得なくなるだろう。

上述した葛藤状態においては、匿名による諸制度を評価するに当たって考慮されるべき、少なくとも三つの目標設定がぶつかり合う。

第一の目標は、そのままでは生命と健康が脅かされかねない子供たちが生きながらえる手立てを講じてやり、必要な医療的手当が受けられるようにしてやることである。

第二の目標は、極度の苦境にある女性たちに救いの手を差し伸べることである。このような死活に関わるほどの緊急事態は、女性にその妊娠を周囲の家族や社会に対して何としてでも秘密にしておく方が得策であると思わせるような、文化的に制約された、有無を言わせぬ状況によって一層先鋭化される。

第三の目標設定は、両親の責任感を強めること、それが出来なければ、最低でもその責任感をなお一層弱めかねないような直接、間接の刺激を与えないことに向けられる。両親には、二人で生んだ子供に対する責任を引き受け、その子に慈しみと安全と庇護を与える道義的責務があり、子供にはその家族との結び付きを求め、自己の出自を知る権利がある。

しかし、新生児を殺害または遺棄する女性たちの精神力動的背景に関する近年の知見から、そもそも匿名による子供の委託の諸制度がこれらの女性たちに受け入れられるのかどうか、これによって子供たちが救われるのかどうかという点について、著しい疑問が浮上してきた。さらには、もし匿名による子供の委託の可能性が存在しなかったとすれば、母親が子供を殺害してしまっただろうと推定させるに足る事例は、これまでのところ一件も知られていない。他方また、匿名のまま委託された子供たちのうちで、それでなければ殺害または遺棄されてしまっただろうと思われる子供は一人もないと、最終的な確信を以て断言するわけにもいかない。この問題を究極の個々の事例に至るまで立ち入って、経験論的に解明するのは、方法論的理由だけからしてもとても可能とは思えない。比較考量に際して、生命と健康の保護にどの程度の重きを置くかは、本質的には、実際の子供たちの救出にどの程度の蓋然性を置くかに掛っている。しかしながら、たった一人の子供が救出される可能性が否定できない以上、それは匿名による子供の委託によって侵害される他のすべての子供、母親、父親たちの諸善よりも重いとする立場も存在する。

こういう背景を前提にして、倫理的に異なる議論が展開される。

論証A：匿名による子供の委託の諸制度を維持することに対する反論

生命の維持という倫理的原則からして、匿名による子供の委託の諸制度は、結果的に正当化されない。それは、実務と科学の認識を分析することによって実態が明らかになっているように、この諸制度を利用することによって多数の事例において可能となった、子供たちの出自の匿名化による法益の侵害と人格的侵犯（人格的かつ社会的アイデンティティの諸問題）は明確に論証されるが、一方、新生児の遺棄および殺害の回避は否定されたものと見なされざるを得ない。匿名による子供の委託の諸制度は、たった一人の子供の生命が救われたというだけですでに正当化されているという論拠は、その諸制度がその他の点では本質的な法益の侵害とは結びついていないという場合にのみ、説得力を持つに至るであろう。匿名化による侵害が当該の子供、父親、そして場合によっては母親にとって深刻なものであればあるほど、それによって一層重大な侵害が防がれる確率も大きくならざるを得ない。仮に諸制度が存在していなかった場合に、単なる思弁に基づいて生きる権利の危機を自明の仮定とするならば、人格権を犠牲にしてまで、一人の子供の生きる権利と人格権を倫理的に比較考量するなど

ということは、起り得るはずもない。この場合には、当該の子供、父親、そして場合によっては母親の人格権が、赤ちゃんポストや出自の匿名化によって、事実として紛れもなく侵害されるという重みがひとときわ深刻になってくる。

その諸制度がしばしば倫理的に正当化されたものと見なされるのは、それが最後の手段（Ultima Ratio）と見られるからである。その最後の手段は、倫理的には、もはや善き行為は問題になり得ず、わずかに、一層悪い事態を避けるためには、一つの悪（ここでは子供の匿名化）を甘受する道しか残されていない葛藤状態における解決策として容認される。このような最後の手段の論拠は、他の解決策の可能性が残されていない、深刻な葛藤状況に限って妥当なものとなり得る。しかし、匿名による子供の委託がこの事例に当てはまるか否かは、確言の限りではない。匿名による利用者のみが、利用の動機と理由を決定し、その理由がどんなものであれ、この制度を利用することができる。それどころか、その利用者は、赤ちゃんポストに預けると、自分が発見されることを防ぐための工夫と技術の粋をつくした設備によって手厚く保護される。こうした方法の主役は、倫理的に行動したいと思っている提供者ではなく、利用者の方なのである。局外者はその行動を検証することも評価することも出来ない。匿名出産の制度の場合も、これと対比できるような問題が生じる。その女性が匿名であるために、極端な緊急事態の存在を実際に検証するのは不可能となる。

以上の考量からすれば、問題になっている施設を今後とも存続させる余地は倫理的にも存在しない、という結論になる。

論証B：匿名による子供の委託の諸制度の維持の擁護

これとは別の倫理的考察法は、匿名による子供の委託の制度がなければ、両親または母親が実際どのような行動に出たか、具体的な事例においては誰も分らない、ということから出発する。統計的な調査結果を一般化して類推することから見えてくるのは、せいぜいのところ、ある程度まで根拠に基づく確率論的言明に過ぎないが、これにしたところで、具体的な事例において、匿名による子供の委託に代わる選択肢としてどんなものがあったらどうかという知見の不備を補うには至らない。それゆえ、倫理的評価は、確実な予測的基盤のない葛藤状況における比較考量という形を取ることになる。このような葛藤状況における責任のある行動は、複数の目標設定の中から選択しなければならないが、その中には往々にして、脅かされた善を何一つ過度に制限せずに済むような、満足すべき妥協策が見い出されないことがある。それにも関わらず、疑わしい場合には、脅かされた善および権利のうちどれが他より優先されるに値するか吟味することによって、倫理的な妥協が図られなければならない。

この意味で、赤ちゃんポストと匿名出産の提供者たちは、子供の生命と健康に対する危機を避けられるような援助および救出の試みを図る。その際、提供者たちが、遺棄とか極端な怠慢によって脅かされた子供たちの生命と健康を守る義務は、個々の事例にとっての具体的な危機が確認されてから初めて生じるものではない、という立場から出発しているのは至当なことである。道義的にはむしろ、特殊な条件の下でその危機の可能性が生じる場合、即ち、具体的な危機的状况の中で子供の生命、健康に対する現実的な脅威が排除され得ない場合には、すかさず保護の手が差し伸べられるべきである。この見解に従えば、決断を下さなければならない予測的基盤が不確かであることが、脅威にさらされた諸善——一面では子供の生命と健康、他方では子供の生物学的出自を知ること——のうち、生命

という根本的な善の方に優先権が与えられるという結論につながっていく。

赤ちゃんポストと匿名出産の諸制度を、上に指摘した目的と善の葛藤が両者の行動選択肢の中でどのように扱われているかを顧慮して比較してみると、道義的な点で重大な相違のあることが明らかになる。この制度は両方とも直接、苦境にあるカップルまたは女性たちに向けられていて、彼らに苦境から脱する道を指し示そうとしている。しかしながら同時に、匿名出産の場合においては、この逃げ道によって相談を受ける状況を生み出し、母親との信頼できる関係を構築する機会が得られる。これによって少なくとも、自分の周囲に対して匿名を通したいと思っている女性が、最終的には子供に対する匿名はあきらめることに同意するチャンスが生まれてくる。それゆえ、母子のための信頼のおける医療介助の下での匿名出産の制度は、倫理的な観点からすれば、赤ちゃんポストへの預け入れとは異なるものと評価されるべきである。子供が後になって自分に関するデータを入手することができ、両親と接触するチャンスを持てるようにするために、その女性が相談のやりとりの中で自分の名前を残しておくことによって、自分の出自を知るという子供の権利を顧慮しようという試みには、一層豊かな展望が開かれるであろう。

V I I I . 4 国家の責任について

ここ10年前から見られるようになり、定着した観のある匿名による子供の委託の実践という現実を目の当たりにすると、以上の倫理的熟慮という背景を考えれば、匿名による子供の委託という組織的な諸制度、とりわけ、赤ちゃんポストの撤退は、国家にとってきわめて複雑な課題となる。これ以上の黙認または合法化は、種々のメディアにおける広告に至るほどに拡大する一方の諸制度を直視するにつけても、国家の子供に対する責務を視野に入れると、多くの問題を含んでいる。そうかといって、中間的な選択肢も提示しないまま、匿名による子供の委託の可能性を一方向的に廃止し、打ち切るだけでは不十分であり、政治的にも実行に移すことはほとんどできないであろう。

国家による諸々の措置の目的は、葛藤が多く、重荷を負っていると感じられる状況の中にいる女性たちや家族に、助言や救助を届けることでなければならない。そのためには、既存のサービス提供が広く知られ、かつ受け入れられることが必要である。しかし、経験の示すところでは、社会的、精神的苦境の中にある女性たちが、出産の直前、直後に時たま、すでに存在している合法的な相談および救援制度への道を選ぶことはない。それというのも、彼女たちは——どういう理由からであるにしろ——ともかく、国家による機関が介在していると、その現に存在している支援制度の内密性を疑っているからである。こういう状況におかれている多くの女性たちは、比較考量し、問題解決のための戦略を展開しようというような心境にはない、ということが出発点とならなければならないであろう。それどころか、彼女たちはむしろ不安、恐怖、荷が重すぎるという感情に支配されている。こういう状況下では、これらの女性たちやカップルたちがせいぜいのところ受け入れる支援は、すでに存在している救援制度よりも接触が容易で、何らの義務も負わず、自分たちに関するデータの秘密が保持されるという感覚がこれまでよりはるかに強く与えられるようなものであろう。

国家がこれまで苦境に陥っている妊婦や母親たち、およびその子供に対する保護義務を果たすのに十分でなかったと断じることはできないが、しかし、国家が、どんな母親でも共同体の保護と扶助を要求する権利を持つと定められた基本法第6条第4項による保護義務の遂行に当たって、追加的な支

援を提供することが阻まれていないのも事実である。

しかし無論、接触しやすい相談および援助制度を定着させる事によって、女性やカップルの子供に対する義務をある点で軽減してやり、自らの監督および保護義務の幾つかを——一時的に過ぎないとはいえ——保留している国家は、緊急措置と考えられていたそのような行動様式が、次第次第に正常なものとなされるようになった事態の展開という危険を冒しているのである。その危険には、相談や援助の形態を具体的に整備すると同時に、それに付随するふさわしい措置を取ることによって立ち向かわねければならないだろう。問題になっている権利および利害を比較考量するに当たっては、追加的な支援は、とりわけ、女性が陥っている葛藤状態は通常は時間的に非常に限定されているか、いずれにしても限定され得るものであり、その結果、その解決のためには、出自を知る子供の権利を長期的に、もしくは永続的に排除することは必要なものでもなく、釣り合いのとれたものでもない、というよりむしろ、第三者に対する絶対的な秘密保持を一定期間に限り認めることで充分だという事実を考慮に入れねばならないだろう。このことは特に、その女性が自分の苦境を打開するために、専門知識をもつ相談窓口を通して指導、助言を受ける場合に当てはまる。

それゆえ一つの妥協案は、出産によって苦境状況に陥った女性が、自分の個人情報を一年間の期限付きで、自分が世話になっている相談窓口に限って、明らかにしなければならないことを可能にする点に存するだろう。女性が自分の子供を養子に出したいと思う場合に限っては、その個人情報を養子斡旋機関に提出することが許されるし、また、そうせざるを得ないだろう。それは、その女性が子供を養子に出す手順や結果に関して専門家に相談し、養子斡旋機関に寄せられた審査済みの里親希望者の中から選択し、その子を速やかに養子とする前の養護（Adoptionspflege）に委ねるという手順に関わり合うことができるようにするために不可欠のことだからである。養子とする前の養護を一年間とするような、養子縁組手続きの従来の効果的諸原則は、これによって保持されるべきだと思われるし、可能であるだろう。それにまた、養子斡旋機関はその個人情報を第三者に手渡すことは許されないだろう。逆に、守秘義務期間終了の前に、国家または私的な機関が、相談窓口とか養子斡旋機関に保管されている個人情報を取得することは排除されねばならないだろう。

この守秘義務期間は、母親が秘密保持を放棄するとか、子供を取り戻すとかした場合にも終了せざるを得ないだろう。子供を母親に返す前には、青少年局による査定が行われなければならないだろう。これは国家が担う子供の福祉を監督する義務を果たすようにするためである。国家の監督義務は、子供の誕生は生後1週間以内に——当面は匿名のまま——戸籍役場に届け出られ、守秘義務期間終了後は、出生登録に不可欠な個人情報が補充されることも必要とする。

子供との関わりにおける父親の諸権利は、一面では、父親の諸権利について母親を啓蒙する必要性、母親が父親の身元を明かすよう、および養子縁組手続きへの父親の関与が可能となるという目的での相談を通して顧慮されねばならないだろう。他方、裁判所は守秘義務期間終了後は、現行の法的規制に即して、養子縁組手続きにおける父親の関与の有り方について判定し、加えて、母子の保護のために、父親の同意を代行する可能性を保持しておくべきだろう。このような規制を活用することによって、父親の権利の保護が、従来のみであれば、母親の決断だけで左右されるようになり、そのことは父親の権利に関する国家の保護義務が基準に満たず、侵害される結果になりかねないという非難を避けられるだろう。裁判所は判定に当たって、場合によってはぶつかり合う母親、子供、および父親の権利と利害を比較考量しなければならないだろう。仮に、父親がこの考量に基づいて養子縁組手続

きに取り込まれない場合でも、その個人情報可能な限り養子縁組関係書類に記録されるべきである。それは子供が後に父親に関しても出自を知る権利を使用することができるようにするためである。

IX 勧告

匿名による子供の委託の諸制度は、何よりもまず、新生児が殺害または遺棄されることを阻止するためのものであるべきである。しかし、これらは倫理的および法的に極めて大きな問題をはらんだものである。さらには、こういう諸制度についてのこれまでの経験からして、新生児を殺害または遺棄する危険のある女性たちとは、そもそもこういう諸制度によって助けられる見込みがないのは推測できる。

公的な児童・青少年援助機関および民間の機関、ならびに妊娠葛藤相談所(Schwangerschaftskonfliktberatungsstellen)には、極度に深刻な状況にさえおかれている女性たちのために、有効な支援組織を網羅した広汎なサービス提供が準備されている。こういう所では、特に子供に対しては、その出自および血縁家族のことを不明のままにはしておかないことが保証されている。無論、これらの支援が利用されるとは限らない。

ドイツ倫理審議会は勧告する：

- (1) 現行の赤ちゃんポストと匿名出産のためのこれまでの制度は、廃止されるべきである。匿名による子供の委託の諸制度の終了は、可能な限り、政治的にそのことに責任を負う全員と当該施設との共同歩調で実施されるべきである。
- (2) これに付随して、民間の機関や、児童・青少年援助および緊急かつ葛藤状況にある妊婦や母親の支援をする国家機関による現行の合法的な支援についての公的な情報の提供は強化されるべきである。さらには、合法的な支援の利用に対する信頼を高めるための措置が講ぜられるべきである。教会および他の民間の機関と、国家の児童・青少年援助機関との信頼感に満ちた協力は、この点で特別な意義がある。次に挙げる目標と措置は重要である：
 - 苦境かつ葛藤状況における利用可能な支援について、匿名相談を受ける法的権利が存することが一層周知されねばならない。
 - 苦境している妊婦や母親のための合法的な支援提供（例えば母子施設での宿泊や、子供のための養護施設の内密的仲介など）が昼夜を問わず気軽に利用できるよう、配慮されねばならない。これに該当するものとしては、例えば24時間電話相談とか、こうした情報提供および相談活動に特別に訓練された専門スタッフによるオンライン相談を設置することがある。こうした初動窓口につながるための情報は、例えば診療所、公共交通機関、役所のような人の出入りの多いその他の公共の場、インターネットなどで周知されるべきである。
 - 相談や支援を提供する窓口は、利用する女性の具体的な問いかけに対応する権限が形式上与えられていないような場合でも、互いに協力し合って効果的で迅速な支援を仲介できるよう努めるべきである。
 - 妊婦、児童、青少年援助を担う民間および国家の機関には、青少年援助の計画策定（社会

法典第8編第80条）と同様に、早い段階で協力し、サービス提供の調整に当たる責任を負わせるべきである。

- 苦境における支援の可能性についての専門的相談、ならびに心理社会的な相談は、出産支援施設においても有効に利用可能にされるべきである。
 - 苦境かつ葛藤状況における支援が内密のうちに利用され得ること、そして、それらの支援が第三者による危難から身を守ることにつながり、かつまた子供の出産と養護施設への委託、あるいは養子に出すことは、社会情報の保護と養子縁組の守秘によって守られていることが、一層周知されねばならない。
 - 安定した家族の許での子供の成長を可能にするために、両親が自分の子供を養子に出そうとする決断は、責任感を自覚した行為として尊重されるべきである。このような決断を社会的に受容することは、促進されねばならない。
- (3) 母子の生命と健康を脅かす直接の身体的危険を伴う緊急事態においては、その緊急事態の続く限り、その場において援助活動を果たすことのできるすべての人々にとって、緊急権の是認が適用されるのは当然である。また、分娩の際に、一人の女性が自分の身元を明かさない場合であっても、救助義務（刑法第323c条）に基づく医療介護が拒まれることは許されない。しかし、赤ちゃんポストの運営や、公的に普及した組織的な匿名出産の提供の場合のように、個人的に差し迫った緊急事態とは無関係の匿名による子供の委託の制度は、この緊急権や救助義務には含まれない。この点に関しては、緊急事態の解除後に、匿名性の維持を助成することも同様である。したがって、そのような制度は維持されるべきではないのである。
- (4) 匿名による子供の委託のいずれの事例においても、次の最小限の措置が講ぜられねばならない：
- a) 子供の委託のあらゆる状況の報告を含む青少年局への遅滞なき届け出。
 - b) 匿名による子供の委託の発生した施設とは無関係の中立的な後見人の任用。
 - c) 子供が預けられた施設とは組織的にも人事的にも関わりのない養子斡旋機関に限っての、匿名により委託された子供の養子縁組の斡旋。
 - d) 青少年局を介する場合に限っての母親／両親への子供の返還。
- (5) 自分が母親であることを周囲の社会から隠すことが必要だと見なしなが、自分の身元の秘密を遺漏なく保持してくれるだけの信頼が置けないからという理由で、公共の機関との接触を忌避する妊婦／母親は、相談と付き添いの枠内で、問題解決のための最大限可能な内密を守るにふさわしい期間を保証すると同時に、一時的かつできるだけ短期間に限って、子供と父親の権利の侵害を出来るだけ少なくするという制度によって救済されるべきである。この目的のためには、法律によって「一時的な匿名届を伴う内密の子供の委託」（*vertrauliche Kindesabgabe mit vorübergehend anonymer Meldung*）が可能とされるべきである。
- 立法化される法律には、次のような核心的要素が含まれるべきである：
- a) 出産の前、中、後に、国家によって認定された相談所の庇護下にある女性は、戸籍法第18条～第20条に従って届け出られるべき個人情報、子供の出生後1年間は相談所だけに伝達され、戸籍役場には通知されないよう、要求することができる。
 - b) 相談所は、出生後1年間は、この情報を第三者に引き渡してはならない。その女性が子供を養子に出したいと思う場合に限り、その情報は養子斡旋機関に引き渡されることが許さ

れ、かつ、そうしなければならない。養子斡旋機関はその情報を第三者に引き渡してはならない。守秘義務期間終了前に、国家または民間の機関が、相談所または養子斡旋機関に保管されている情報を取得することは排除されねばならない。母親が秘密保持を放棄するとか、子供を取り戻した場合には、この守秘義務は終了する。

- c) 相談所は、子供を期限通りに戸籍役場に当面は匿名のまま届け出なければならない。
- d) 相談所は、把握されている母親と父親の個人情報、守秘義務期間の終了後は戸籍役場に事後報告しなければならないが、場合によっては、個人情報の譲渡禁止の記載を望む母親の申請が付せられる。
- e) 相談所は、妊婦／母親を啓発して、母子寮での宿泊、子供の一時的な預け入れ、養子縁組の可能性、という母子が苦境状況を乗り越えるための援助の可能性、ならびに父親の権利と義務、子供が父親を知る権利について包括的に説明し、父親の名を明かすよう働きかけなければならない。養子斡旋機関は、その相談義務の枠内で、父親を養子縁組手続きに参入させるよう働きかけなければならない。
- f) 養子認定の決定は、守秘義務期間終了後、もしくは、裁判所が母親、場合によっては両親についての情報を知るに至った後に、初めて下されることができる。
- g) 現行の養子縁組法の規定の枠を超えて、父親の同意の取り付け、または父親とコンタクトを取ることが、その女性または子供に甚だしい不利益を生じさせる懸念がある場合は、裁判所には父親の同意を代替できる権限を与えるべきである。しかし、父親の個人情報は、子供が実父を知る権利を保障するために、少なくとも養子縁組書類に記録すべきであろうが、但し、具体的な個々の事例において父親が不明の場合はこの限りではない。

倫理審議会の勧告についての補足意見

われわれは倫理審議会の多数意見による勧告に与するものであり、とりわけ、赤ちゃんポストと匿名出産の諸制度を断念するという勧告について賛同する。なぜなら、法治国家においては、すべての人間の基本的権利の保護に資するべく、国家によって樹立された法秩序が適用されるか否かについての決断が、匿名のままに留まろうと欲する人物に委ねられることは許されないからである。その生命と健康がいかなる時点でも脅かされていなかったにもかかわらず、匿名のまま委託された多数の子供たちの基本的権利の事実上の侵害はあまりに深刻なので、それは、生命の救出は個々のケースでは将来において可能であり得るだろうというような、単なる思惟による、いかなる経験的知見の裏付けもない仮説によっては取り返しのつかないほどである。

しかしわれわれは、勧告第5項で提案されているような内密出産 (vertrauliche Geburt) の規定が、苦境状態にいる妊婦および母親たちに内密の避難場所を確保してやり、その中で専門家による助言と支援によってその苦境を克服できるようにするという目的を達するために、必須のものとは見なさない。この目的は今後とも、匿名出産の制度が導入される以前がそうであったように、目下存在している多数の合法的な相談および支援の可能性の助けを借りて追求され、実現されることができ、また、そうされるべきであろう。法に合致したこれらの制度にも、特に倫理審議会勧告第2項が顧慮されれば、利用しやすいアプローチの道が開かれている。倫理審議会における広汎な事情聴取や協議の後も、

自分の子供を受け取ることができないとか、それを欲しない母親や両親には、養子縁組の秘密が厳守されるべき、法令に則った養子縁組の手続きを踏むことが過大な要求であることを説明するに足る、説得力のある論拠は見出されなかった。

それにもかかわらず、われわれは勧告第5項を匿名による諸制度に対する代案として支持するものである。なぜなら、匿名による諸制度についてのこれまでの議論が示す通り、当該施設の際立った特色や行動の可能性の拡大に寄与してきたこれらの制度を御破算にすることは、これらの制度が対象とした人々によって利用されず、現行の法令と整合性が取れない場合ですら、政治的にも甚だしく困難であるのは明白だからである。しかし、起こりうる内密出産のための法律を協議するに当たっては、女性とその子供を保護することに資するはずの法治国家の機関や要求に対する一匿名による子供の委託のための諸施設によって主張された一多数の女性たちの信頼感の欠如に対しては、立法者が実証済みの法的要求を後退ないし軟化させることによって対処すべきであるか否かの問題について、追求されるべきであろう。

匿名による子供の委託の諸制度を終結させようという勧告を実行に移すに当たっては、以下の点が顧慮されるべきであろう。即ち、事実上の廃止の時点までは、さらに多数の子供が匿名のまま委託され、それに伴って彼らには基本的権利を永続的に断念することや、場合によっては、アイデンティティや人格の発展にとっても深刻な結果を負わさせ、その一方では、政治的には諸制度の打ち切りがすでに図られているという事実である。

最後に、勧告を実行に移そうと決断するに当たっては、匿名で委託された子供たちが、成人してその出自にまつわる諸事情と向き合い、その際に、匿名による委託の諸制度の導入、および維持の法的、実態的背景を視野に入れるようになるだろうということを考えに入れておくべきだろう。その暁には、当事者は国家、政治、そしてその後もこれらの制度を継続している諸施設の責任の問題も追及することになるだろうということが予測される。

アクセル・W・パウアー、ウルリーケ・リーデル

少数意見

匿名による子供の委託のための現行の諸制度を即刻、もしくは段階的に終結させようとする勧告には、われわれは同調することが出来ない。赤ちゃんポストや匿名による子供の委託のための他の諸制度に従事する人たちの経験から、正規の支援提供では手の届かない、少なからぬ数の両親や女性たちが明らかに存在することが裏付けられているからである。仮に上の提案がこれらの支援提供についてのより効果的な啓発を前進させ、民間と国家の機関との協力の強化が実現されたとしても、少数の両親や女性たちが、自らの身元を明らかにせざるを得ないという恐怖から、相変わらずこれらの相談窓口へ駆け込む道を探ろうとはしないだろうということを予測しておかなければならない。こういう一群の両親と女性たちにとっては、匿名による子供の委託の諸制度は、その子供を必要なものを与えることなしに遺棄することと別の選択肢を示す最後の逃げ道となりかねない。

匿名による子供の委託に至る事例において、こういう諸制度がなければ、この委託された子供たちはどんな運命に見舞われたであろうかということについて、われわれは知る由もない。それゆえ、指摘

された倫理的、法的懸念にも関わらず、これを許容することは今後とも容認され得るものと思われる。遺棄される脅威にさらされた子供たちの生命と健康が、極度の緊急事態においては、匿名による子供の委託の諸制度によって事実として救われることは排除できず、また委託された子供たちを里親家族へ斡旋すること自体が、問題行為というレッテルを張られるわけではないのだから、この可能性は、法的根拠はなくても、最後の手段 (Ultima Ratio) として大目に見られてよい。それゆえわれわれには、既存の諸施設の活動の前提となっているものを法的に規制することには何らの必然性も認められない。しかもそのうえ、法による規制は、故意ではないにしろ、匿名による子供の委託の地位を引き上げることになりかねない。なぜなら、それは法治国家による是認と解され得、それによって、実の両親による子供の受け入れに代わる選択肢として合法化するレベルに引き上げられるからである。当局は、幼児売買とかその他の乱用に対する具体的な疑惑が存する場合に限り、当該施設の閉鎖を指示すべきである。

アントン・ロージンガー、エックハート・ナーゲル、ペーター・ラトケ、エーバハート・ショッケンホフ、エアウィーン・トイフェル、クリスティアーネ・ウェーバー＝ハッセマー

(付記)

本抄訳にあたっては、ドイツ倫理審議会事務局の承諾を得ている (2011年3月28日付) が、ドイツ倫理審議会が正式に認可した翻訳ではなく、翻訳の責任はすべて翻訳者にある。原書はDeutscher Ethikrat編『Das Problem der anonymen Kindesabgabe: Stellungnahme』、Berlin, Deutscher Ethikrat, 2009年であり、<http://www.ethikrat.org/dateien/pdf/stellungnahme-das-problem-der-anonymen-kindeabgabe.pdf>からもダウンロードが可能である。原書の著作権はドイツ倫理審議会にある。

なお、本稿は、科学研究費補助金・若手研究 (B) の研究課題「ドイツにおける赤ちゃんポスト及び匿名出産制度に対するキリスト教の立場に関する研究」(課題番号22720028、研究代表者: トビアス・パウアー) の成果の一部である。

注

- 1 Herpich-Behrens, U. (2008): Die Auswirkungen der anonymen Angebote auf die Arbeit der Adoptionsvermittlungsstellen und die Erkenntnisse aus den aufgeklärten Fällen anonymer Kindesabgaben in Berlin. Öffentliche Anhörung des Deutschen Ethikrates zum Thema „Anonyme Geburt/Babyklappe“ am 23.10.2008 in Berlin. Online im Internet: http://www.ethikrat.org/der_files/Referat_Herpich-Behrens_Auswirkungen_der_anonymen_Angebote_auf_die_Arbeit_der_Adoptionsvermittlungsstellen_2008-10-23.pdf [5.5.2009]、20頁を参照のこと。
- 2 その点に関しては、以下の資料を参照のこと。Wacker, B. (2007): Warum terre des hommes Stellung bezieht. In: terre des hommes (Hg.): Babyklappe und anonyme Geburt - ohne Alternative? Osnabruck, 5-13、83頁及び92頁～94頁。Swientek, C. (2007): Ausgesetzt, verklappt, anonymisiert. Deutschlands neue Findelkinder. Burgdorf-Ehlershausen, 220頁。Wiesner-Berg, S. (2009): Anonyme Kindesabgabe in Deutschland und der Schweiz. Rechtsvergleichende Untersuchung von „Babyklappe“, „anonymer Geburt“ und „anonymer Übergabe“. Baden-Baden, 511頁。